

令和7年度 自治基本条例の運用状況検証結果報告書

検証の対象年度 令和6年度

検証条項

- 第17条 情報公開と説明責任
- 第19条 議会の役割と責任
- 第20条 議会の運営
- 第21条 議員の責任
- 第31条 情報公開・情報共有
- 第32条 附属機関等における委員の公募
- 第33条 参加の保障
- 第35条 開かれた議会

令和8年3月
おいらせ町自治推進委員会

自治基本条例第39条の規定に基づき、本条例の運用状況を検証するため、令和7年5月27日から令和8年3月17日にかけて5回の自治推進委員会を開催し、検証を行いましたので、その結果を報告します。

1. 行政の役割と責任 第17条 情報公開と説明責任

本条は、町行政に関する事柄について情報の公開と提供に務め、町民に分かりやすく説明する責任があることを定めたものである。

このため、行政が情報の公開と提供に努めているかどうかを検証した。

【検証結果】

- ・行政はおおむね、情報を積極的に公開し、提供に努め、多くの町民に分かりやすく説明している。

【参考意見】

- ・公開する側だけでなく、情報を受け取る側も積極的に広く動いていかなければ興味のある情報に気づけないということもある。

2. 議会の役割と責任 第19条 議会の役割と責任

本条は、町民の幸福実現のために議会が監視や政策立案の役割を持っていることを明示したものである。

このため、町的意思決定機関である議会が、行政を監視する役割と政策形成機能を果たす役割をしているかどうか、活発な審議や討論がなされているかどうかを検証した。

【検証結果】

- ・実際の議会傍聴を通して一般質問による行政運営を質すなど理事者側と活発な討論がなされていることが確認された。

【参考意見】

- ・議員自らの見識や行政視察を通して得た知見を政策形成に活かしていくことを期待したい。

3. 議会の役割と責任 第20条 議会の運営

本条は、議会が健全で効率的な運営をし、その活動を町民に公開することを定めたものである。

このため議会が健全な予算執行をしているかどうか、議会活動を様々な方法で町民に分かりやすく伝えているかどうかを検証した。

【検証結果】

- ・ぎかいだより「懸橋」や町ホームページで議長の交際費の使途など、予算執行に関する事項や、議会及び委員会などの議事録をはじめ、活動を

町民に公開するなど開かれた議会運営が行われている。

【参考意見】

- ・議員定数の削減等による効率的な議会運営について検討されているとのことなので、今後の動向を注視していきたい。
- ・議会予算に関しては、おおむね適切に運用されている。

4. 議会の役割と責任 第21条 議員の責任

本条は、議員が全町民の代表者であり、その大きな役割を果たす責任について定めたものである。

このため、議員が公正かつ誠実に活動しているか、自らの資質を向上させるため、自己研鑽に努めているかどうかを検証した。

【検証結果】

- ・令和7年度において当委員会主催の初めての試みとして「議員と語る会」(11/9)を開催し、全議員参加の下、参加町民とその活動や自己紹介等の機会が得られた。
- ・各議員とも、おおむね職責を果たされている。

【参考意見】

- ・自己研鑽については、一般質問等での質疑や提案内容等で把握できることもあるが、把握し難い部分もあり検証が難しい。

5. まちづくりのしくみ 第31条 情報公開・情報共有

本条は、行政に関する情報公開について、広報やホームページの公開に加え、委員会や附属機関の公開などで情報共有を進めることなどを定めたものである。

このため、行政が、苦情や相談に対処した結果を、可能な限り公開しているかどうかについて検証した。

【検証結果】

- ・情報公開については、ホームページ及び広報紙で公開がなされている。
- ・苦情や相談について、可能なものは公開されている。

【参考意見】

- ・若い世代には、ホームページよりもSNSによる情報提供が効果的になってきている。

6. まちづくりのしくみ 第32条 附属機関等における委員の公募

本条は、町民の参加を保障する観点から、町の計画や施策を検討する委員選考にあたって公募を行うことを定めたものである。

このため、附属機関や懇談会等の委員について、一般町民から公募をしているかどうかについて検証した。

【検証結果】

- ・公募は行われているが、公募可能なものをさらに拡大するよう求める。

【参考意見】

- ・公募になじまないという附属機関についても公募を考えるべきである。

7. まちづくりのしくみ 第33条 参加の保障

本条は、行政が町民と直接意見交換する機会を設けること、パブリック・コメントの機会を設けることを定めたものである。

このため、町民が町長や町職員と直接意見交換のできる機会を設けているかなどを検証した。

【検証結果】

- ・行政との直接対話の機会や、パブリック・コメントの機会は設けられている。

【参考意見】

- ・パブリック・コメントの意見があまり出ていない点について、町民の意識向上を期待する。

8. まちづくりのしくみ 第35条 開かれた議会

本条は、協働のまちづくりを進めるため、議会が工夫してその公開をすすめることを定めたものである。

このため、議会が公開されているかどうかを検証した。

【検証結果】

- ・議会会期中の傍聴機会やぎかいだより「懸橋」による議会活動の掲載など町民に対して開かれた議会運営がなされている。
- ・議会を傍聴しやすい環境は整備されている。

【参考意見】

- ・今年度は、議員と語る会が開催されたが、議員と意見を交わす機会がもっとあれば良い。
- ・動画共有サイトなどを活用しての議会中継や、議会映像のアーカイブ配信について検討されたい。

以上、検証結果の報告とします。
なお、運用条項検証資料については、別紙をご参照ください。

令和8年3月

おいらせ町自治推進委員会

委員長 福原 仁一

副委員長 道川 正

委員 竹内 かつ子

委員 吉田 絹恵

委員 花岸 隆

委員 高橋 恵里